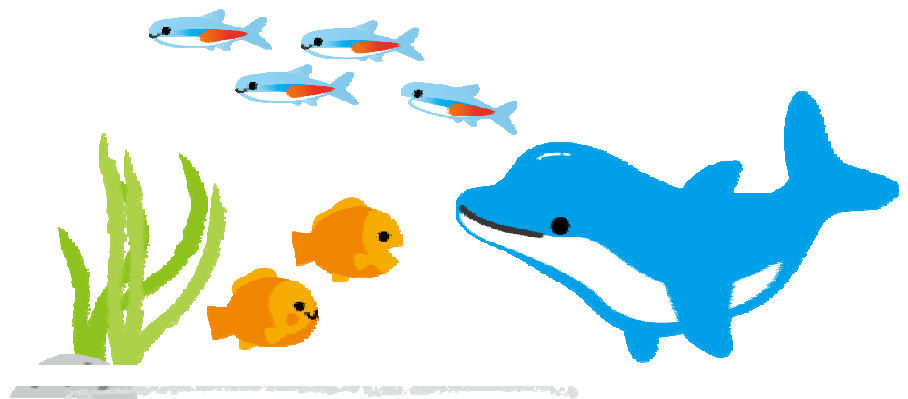


にいかわ信金の現況 2011.09

2011.4.1 ▶ 2011.9.30



金融再生法ベースの債務者区分による開示

	(単位:百万円)	
	平成23年9月末	平成23年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,434	2,295
危険債権	1,369	1,466
要管理債権	-	-
小計(金融再生法上の不良債権)	3,804	3,761
正常債権	66,818	66,861
合計	70,623	70,623

(注) 上記平成23年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権の категорияにより分類しておりますが、集計方法については以下の点につき年度末に開示する計数とは異なるため、計数は連続しておりません。

- 平成23年9月末の「破産更生債権及びこれに準じる債権」および「危険債権」の金額は、同年3月末時点における債務者区分()残高を前提とし、同年3月末から9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実ならびに債務者区分の引下げ等があった債務者について、債務者区分の変更と認められる額を反映しております。また、平成23年9月末については、償却・引当見込み額、担保処分見込み額の半期中の債権の変動は勘案しておりませんが、金額3千万円以上の回収額は反映しております。

債務者区分との関係

破産更生債権及びこれらに準ずる債権(実質破綻先、破綻先の債権)、危険債権(破綻懸念先)、要管理債権(要注意先のうち、利払いが3ヶ月以上延滞しているか、又は貸出条件を緩和している債権)

- 平成23年9月末の「要管理債権」の金額は、同年3月末時点における残高を前提とし増減額を反映しております。

損益の状況

	(単位:百万円)	
	平成23年9月期 (平成23年4月1日~9月30日)	平成22年9月期 (平成22年4月1日~9月30日)
業務純益	92	215
経常利益	106	221
当期純利益	118	266

(注) 1. 貸出金等に関する償却・引当については、当金庫の定める基準に基づく債務者区分の見直しにより行っています。

- 当事業年度から「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)を適用しており、平成23年9月期の「貸倒引当金戻入益」および「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。これにより平成23年9月期における経常利益は11百万円増加、当期純利益は11百万円減少しております。なお、平成22年9月期については遡及処理を行っておりません。

単体自己資本比率(国内基準)

	平成23年9月末	平成23年3月末
単体自己資本比率	8.94%	8.97%

預金・貸出金の状況

	(単位:百万円)		
	平成23年9月末	平成23年3月末	平成22年9月末
預金	175,798	172,960	175,037
貸出金	71,122	70,007	72,736

貸出金業種別の内訳

(単位:百万円)

業種区分	平成23年9月末	平成23年3月末	業種区分	平成23年9月末	平成23年3月末
製造業	8,936	9,259	物品賃貸業	30	34
農業、林業	368	369	学術研究、専門・技術サービス業	298	364
漁業	600	548	宿泊業	950	921
鉱業、採石業、砂利採取業	109	110	飲食業	1,404	1,354
建設業	9,595	9,792	生活関連サービス業、娯楽業	2,186	2,204
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	教育、学習支援業	-	1
情報通信業	15	21	医療・福祉	2,993	2,833
運輸業、郵便業	772	871	その他のサービス	1,720	1,533
卸売業・小売業	6,548	6,722	地方公共団体	7,243	7,250
金融業、保険業	3,594	1,603	個人(住宅・消費・納税資金等)	19,250	19,672
不動産業	4,499	4,537	合計	71,122	70,007

(注)業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

有価証券の時価情報

(1)その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	平成23年9月末			平成23年3月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	154	111	42	279	202	77
	債券	21,874	21,552	322	15,295	15,106	189
	国債	1,183	1,166	17	165	164	1
	地方債	1,063	1,059	3	1,066	1,062	3
	社債	19,626	19,325	301	14,063	13,879	183
	その他	1,485	1,346	138	3,580	3,286	293
	小計	23,513	23,010	503	19,156	18,594	561
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	446	609	163	478	548	70
	債券	1,418	1,420	1	7,302	7,423	120
	国債	504	505	1	5,865	5,973	108
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	913	914	0	1,436	1,449	12
	その他	4,015	4,536	521	1,732	2,012	280
	小計	5,880	6,566	686	9,512	9,984	471
合計	合計	29,393	29,576	182	28,668	28,579	89

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券は投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

(2)満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	平成23年9月末			平成23年3月末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	2,620	2,711	90	2,621	2,718	97
	地方債	2,494	2,559	64	2,920	2,987	67
	社債	7,376	7,542	165	10,091	10,280	188
	その他	339	367	27	639	661	21
	小計	12,832	13,180	347	16,273	16,648	375
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	2,699	2,162	537	2,799	2,272	527
	小計	2,699	2,162	537	2,799	2,272	527
合計	合計	15,531	15,342	189	19,072	18,920	152

(注) 1. 時価は期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券は投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

(3)時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	平成23年9月末 貸借対照表計上額	平成23年3月末 貸借対照表計上額
非上場株式	36	36

本資料に掲載している平成23年9月末および平成22年9月末の計数は、監査法人の監査を受けておりません。計数は、単位未満を切り捨てて表示しております。

預金保険制度の概要

預金保険制度とは

預金保険制度とは、金融機関が預金保険料を預金保険機構に支払い、万が一、金融機関が破たんした場合に、一定額の預金等を保護するための保険制度です。

預金者が預金保険制度の対象金融機関に預金等をすると、預金者、金融機関及び預金保険機構の間で自動的に保険関係が成立します。このため、預金者は、預金保険の手続を行う必要はありません。

預金保険制度の対象となる金融機関

預金保険制度の対象となる金融機関は、日本国内に本店のある下枠の金融機関です(対象金融機関)。

銀行法に規定する銀行、長期信用銀行法に規定する長期信用銀行、**信用金庫**、信用組合
労働金庫、信金中央金庫、全国信用共同組合連合会、労働金庫連合会、商工組合中央金庫

預金保険制度の対象となる預金等

預金保険制度の対象となる預金等の範囲は、次のとおりです。

預金(当座預金、普通預金、別段預金、定期預金、通知預金、納税準備預金、貯蓄預金)、
定期積金、掛金、元本補てん契約のある金銭信託(ビッグなどの貸付信託を含みます)、
金融債(保護預かり専用商品に限ります)等

預金等の保護の範囲

万が一金融機関が破たんした場合に、預金保険で保護される預金などの額は以下のとおりです。

「当座預金」、「利息のつかない普通預金」など決済用預金(決済サービスを提供できる、預金者が払い戻しをいつでも請求できる、利息がつかないという三つの要件を満たしている預金)に該当するものは、全額保護されます。

利息のつく普通預金、定期預金、定期積金、掛金、元本補てん契約のある金銭信託(ビッグなどの貸付信託を含みます)、金融債(保護預かり専用商品に限ります)などは、1金融機関ごとに合算して、1預金者当たり元本が1,000万円までと、その利息などが保護されます。

【保護の範囲】

	預金などの分類	保護の範囲
預金保険の対象預金等	決済用預金 当座預金・利息のつかない普通預金など	全額保護
	一般預金等 利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・元本補てん契約のある金銭信託(ビッグなどの貸付信託を含みます)・金融債(保護預かり専用商品に限ります)など	合算して元本1,000万円までとその利息などを保護 1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされる場合があります。)

預金保険制度で保護されていない預金等の取扱い

保険の対象となる預金等のうち決済用預金以外の預金等で元本1,000万円を超える部分及び保険対象外の預金等並びにこれらの利息等については、破たん金融機関の財産の状況に応じ、倒産手続きによって弁済金・配当金として支払われることとなるため、一部カットされることがあります。

詳しくは、預金保険機構のホームページなどで確認できます。

この街と生きていく



富山県魚津市双葉町6番5号 TEL.0765-24-1214(代) FAX.0765-24-6277
URL <http://www.shinkin.co.jp/niikawa>